

系統アクセス業務の改善と 系統費用抑制に向けた取組について

2021年2月25日

資源エネルギー庁

本日の議題

- 2021年1月8日に開催された「第3回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、系統アクセスや系統費用の観点から、以下のような意見が出た。
 - ① 系統アクセス業務の改善
 - ② 工事費や工期の詳細、積算根拠などの情報公開の徹底と第三者が評価できる仕組みの構築
 - ③ 地域を越えた工事事業者間の競争を促すなどの競争的な調達促進
- 再エネを円滑かつ最大限安価に系統連系する上では、系統アクセス業務の改善や系統費用抑制の取組は重要となることから、これらの点について、現状の取組と課題を整理するとともに、今後の方策を検討する。

第3回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（2021年1月8日） 資料3-1「系統問題に対する意見」

2) 系統費用の抑制の徹底

そもそも日本における系統関連設備や工事の費用は、諸外国と比べて高いと言われてきた。それには、そもそも仕様が過剰、送配電事業者によって機材の仕様が異なる、工事事業者が限定される調達方法などの要因が働いていると思われる。今後、系統増強が不可欠な中で、建設工事や機材の単価の低減は急務である。

⇒必要な措置：

- 送配電事業者によって異なる系統の主要資機材の仕様を統一する。地域を越えて工事会社間の競争を促すなど、競争的な調達を実施する。
- 電力ガス取引監視等委員会は、競争的な調達を促すルールを導入した上で、これを適切に指導し、厳しく監督する。

○接続検討回答における3か月ルールが守られていない例

<背景>

- ・接続検討回答期間の3か月が守られていない例は、各事業者が相当経験している。回答遅れが原因で、FIT申請期限に間に合わなかった例も多数あると聞いている。
- ・申請期限が決まっているのに回答期限が守られないのでは、事業者として予定が立たない。

<要望事項>

- ・接続検討の回答を確実に3か月以内におこなうこと
- ・各事業者から過去3か月の期限が守られなかった例が何件あったか(電力会社毎に)、理由も併せて、アンケートを取ること。

○高額な工事負担金の例(専用線化工事)

<背景>

・同一連系点への系統接続を検討している2つの案件において、後続案件ほど系統制約を受けやすく、連系設備に関係ない設備の増強工事費用を負担させられる

<問題点、懸念点>

・2案件を同一線に接続検討を行ったにもかかわらず、後続案件が過大な負担金を強いられる
・過大な負担金を強いられる後続案件の負担金のほとんどが、連系設備に関係ない、既設他発電所の専用線化工事を含む系統増強工事となっている
・系統増強費用算出が複雑で、算出根拠がわかりにくい上に、積算根拠がオープンになっていない
・どのような根拠でどの程度系統増強が発生するのか、そのルールが不明確
(机上検討及び現地調査を実施した後、系統連系資料を作成+申込を行い、標準検討期間3ヶ月の接続検討実施後でないと、負担金額を把握できない)

<要望点>

・系統増強工事が必要な状況と、状況に応じた基本的な工事内容を予め定めた上で、それを一般に公開すること
・系統増強工事積算根拠を事業者に開示すること
・算定された金額に対して、事業者が求める場合は、電力が協議に応じるようルールを定めること
・事業者と電力の協議にあたっては、必要に応じて第三者機関が内容を精査し助言できる制度を設けること

(参考) 第3回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース (2021年1月8日)

市民風力発電意見

- 系統増強工事が必要な状況は当然あるわけですが、基本的な工事内容をあらかじめ定めた上で、一般に公開することはできないだろうかというのが一つです。
- それから、今出ていたお話ですけれども、系統増強工事の積算根拠は事業者にきちんと開示していただきたい。
- それから、算定された金額に対して、協議に応じるようなルールをきちんと定めていただきたいこともあります。
- それから、事業者と電力会社の協議に当たって、必要に応じて第三者機関が内容を精査できる、あるいは助言できる制度もどこかで検討することができないかという4点について要望してございますので、可能な範囲でぜひ御検討いただけたらありがたいです。

構成委員意見

- ただ、もちろん、託送料はなるべく抑える必要がありますので、主要資機材の仕様の統一とか、あるいは工事会社が結構限定されていて、競争が生じていないという話も聞いておりますので、そういう競争的な仕組みを導入する。電取委にしっかりとルールもつくて、それを監視していただくということをお願いしたいと思っております。
- 先ほどの資料1の15ページで、(略) 第三者への開示が禁じられている、計算根拠は事業者にも開示されない、検証不可能になっていますといった話がありますが、(略) これは改善すべき事案ですか。
- 私どもの意見書の中では、異なる系統の主要資機材の仕様を統一する、あるいは地域を超えてほかの事業者が工事会社間でいろいろな作業ができるようにすると書いています。というのは、事業者の話聞く中では、電力会社から指定された事業者しか工事ができないという現状があるということですので、そういったところもきちんと競争原理を働かせて、ほかの地域の事業者も入ってこられるようにする。その前提として、いろいろな機器の仕様の統一とかも必要になる場合があるかもしれませんが、これが何年も続いているというか、私が見ているだけで20年以上と言ってもいいぐらい続いている状況なので、できるだけ今の時点で直していくことを加速化していただきたいと思います。
- こうした費用負担の問題だけではないのです。工事期間も協議が始まってから採算の見直しがあるということで、私どもが聞いている中でも、ある事業者が手がけている案件が三十数件あるのですけれども、その6分の1、6件に1件が工事遅延が半年から1年、負担金の増額が2000万から4億まで、1億円以上のものも3件ある。こうした事情変化は、事業の予見性を著しく損ねる形になりますので、こういったところもぜひ是正していただきたいと思います。

【討議事項】

- 1. 系統アクセス業務の改善**
2. 工事費や工期の詳細、積算根拠などの情報公開の徹底と第三者が評価できる仕組みの構築
3. 地域を越えた工事事業者間の競争を促すなどの競争的な調達促進

系統アクセス業務の状況

- 接続検討の回答期間は、電力広域機関が規定する送配電等業務指針において、
 - 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等（ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。）の連系等を希望する場合は、接続検討申込みの受付日から2か月以内、
 - 上記に該当しない場合は、接続検討申込みの受付日から3か月以内となっている。
- 一方で、電力広域機関が公表している「発電設備等系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ」では、2019年度の接続検討の実績において、4割弱の件数で検討期間3か月を超過。
- 超過理由については、申込集中や、特殊検討の検討量大といった理由によるものが多い状況となっている。

送配電等業務指針

（接続検討の回答期間）

第86条 一般送配電事業者は、次の各号の区分に応じ、接続検討の回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとする。

一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等（ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。）

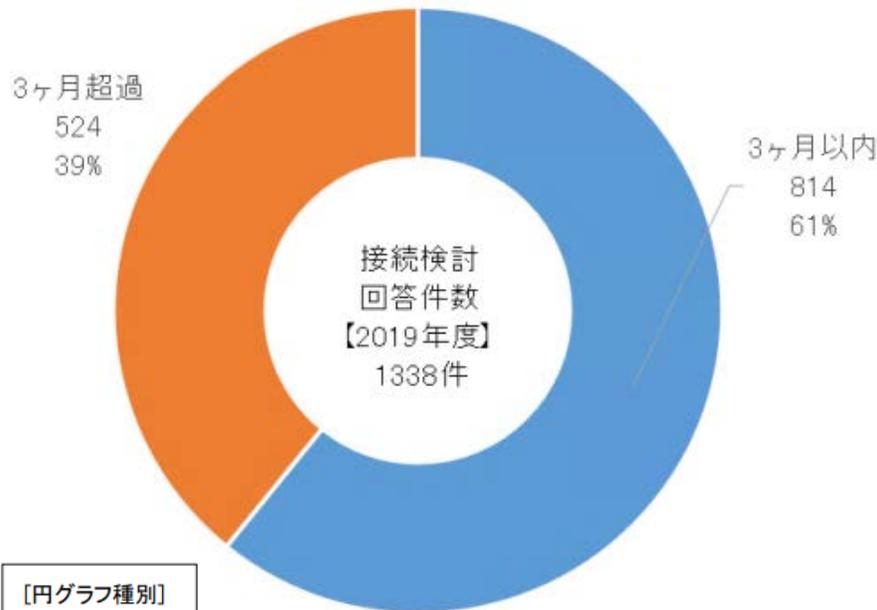
の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月

二 前号に該当しない場合 接続検討の申込みの受付日から3か月

(参考) 発電設備等システムアクセス業務に係る情報の取りまとめ

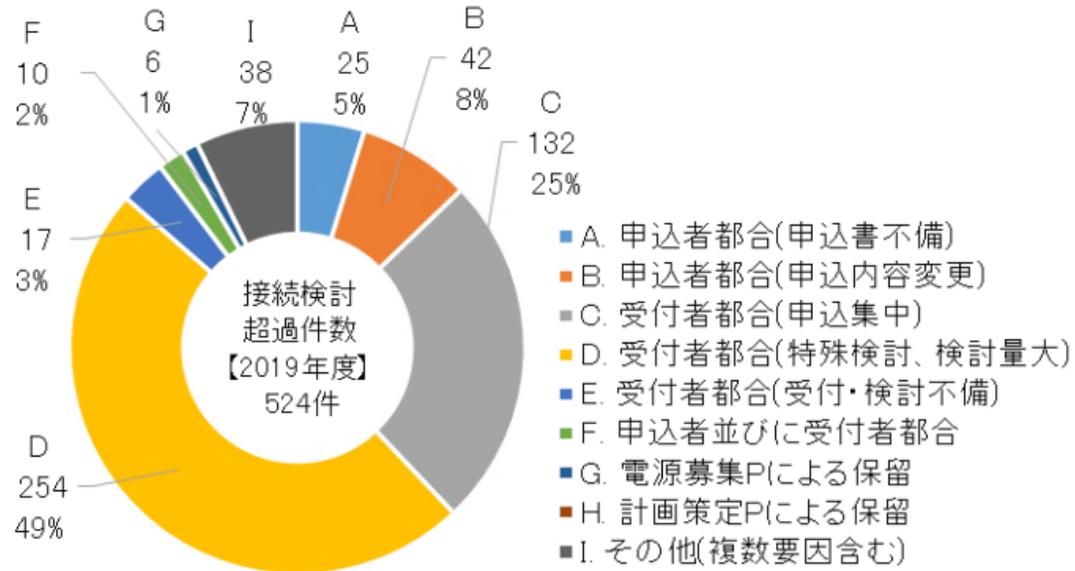
(出所) 電力広域的運営推進機関
 発電設備等システムアクセス業務に係る情報の取りまとめ (2019年度の受付・回答分)

■ 接続検討の回答件数および検討期間実績 (電力広域機関と一般送配電事業者の合計)



[円グラフ種別]
 上段: 検討期間
 中段: 件数
 下段: 割合(%)

■ 接続検討の回答予定日超過理由 (電力広域機関と一般送配電事業者の合計)



- A. 申込者都合(申込書不備)
- B. 申込者都合(申込内容変更)
- C. 受付者都合(申込集中)
- D. 受付者都合(特殊検討、検討量大)
- E. 受付者都合(受付・検討不備)
- F. 申込者並びに受付者都合
- G. 電源募集Pによる保留
- H. 計画策定Pによる保留
- I. その他(複数要因含む)

[円グラフ種別]
 上段: 超過理由
 中段: 件数
 下段: 割合(%)

(特殊検討例)

- 合理的な設備形成の検討に時間を要しているため (事業者提案にあたり複数案の工事が考えられる場合などにその決定までに時間を要す)
- 上位系統増強工事が発生することで検討量が増加したため
- 近隣で既に複数の先行事業者が連系しており、最適な配電線ルート選定に時間を要したため
- 当該案件とは別の設備増強工事等が絡み、工事内容について多様な検討 (精査) が必要となったため
- 検討途中での大規模電源の連系申込みに伴い、対策内容の再検討が必要となったため

系統アクセス業務の改善を促す仕組みの検討

- 現在、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を目的に、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させる新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）の詳細検討を資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において進めており、2023年度に導入予定。
- レベニューキャップ制度における審査プロセスにおいて、新規再生可能エネルギー電源の早期かつ着実な連系のため、接続検討・契約申込回答期限超過件数、再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数について、一般送配電事業者の目標として設定し、その達成状況に応じてインセンティブを設定することを検討している。

①新規再エネ電源の早期かつ着実な連系 – 再エネ導入拡大

- 新規再エネ電源の早期かつ着実な連系については、以下のような目標とインセンティブを設定してはどうか。

目標

- **接続検討、契約申込回答期限超過件数を、ゼロにすること**
- **再エネ電源と合意した受電予定日からの遅延件数を、ゼロにすること**

※託送供給等約款を遵守する観点からゼロを目標として設定することが望ましいが、各一般送配電事業者の過去実績や、実際に件数をゼロとするために必要な費用を踏まえて今後詳細を検討する。

評価方法 (留意点)

- 目標の達成状況を、各社毎に評価する。
(接続検討、契約申込回答期限超過について、申込者都合や特殊検討等による合意の上での遅延については個別説明を検討。受電予定日からの遅延について、非常災害や発電者都合(工事遅延)などの外生的な要因で、当初の予定日が変更されるケースについては評価対象からの除外を検討。)

インセンティブ の付与方法 【パターン①】

- 目標の達成により、規制期間中における社会的便益を見込むものであり、達成状況に応じて、翌規制期間の収入上限の引き上げ、引き下げを行ってはどうか。
- 具体的には、目標を達成した場合、収入上限の引き上げを行い、未達成の場合は、件数に応じて収入上限の引き下げを行うこととしてはどうか。

系統アクセス業務の状況の把握と公表方法の改善

- 系統アクセス業務の状況の把握として、3か月の期限を超過した接続検討回答の数やその理由については、規定に基づき、既に各一般送配電事業者からの報告により把握され、電力広域機関のホームページにおいて公開されている。
- 具体的な規定としては、業務規程第181条において、電力広域機関は、系統アクセス業務に関する前年度までの実績について公表することになっている。
- 他方、発電事業者によってはその旨を認識していない可能性があることから、一層の広報活動を実施するとともに、実態がよりよく伝わるように結果の示し方を継続して改善することが重要である。
- このため、まずは具体的に、接続検討の検討期間実績や回答予定日超過理由が日本全体で集約されているため、今後は、電力広域機関が各一般送配電事業者ごとに具体的な情報を公表することとしてはどうか。また、他に取り組むべきことはあるか。

業務規程

(年次報告書)

第181条 本機関は、本機関の収集した情報（第183条に基づく調査及び研究の結果を含む。）及び会員から提供される情報に分析を加え、次の各号に掲げる事項について、年1回、報告書として取りまとめ、公表する。

一 電力需給（周波数、電圧及び停電に関する電気の質についての、供給区域ごとの評価、分析を含む。）

二 電力系統の状況

三 系統アクセス業務に関する前年度までの実績

四 供給計画の取りまとめ結果等に基づく翌年度・中長期の電力需給及び電力系統に関する見通し（発電設備の系統連系制約の改善の見通しを含む。）及び課題

五 次条に基づく各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等の評価及び検証並びに必要な応じた見直しの内容

【討議事項】

1. 系統アクセス業務の改善
2. 工事費や工期の詳細、積算根拠などの情報公開の徹底と第三者が評価できる仕組みの構築
3. 地域を越えた工事事業者間の競争を促すなどの競争的な調達促進

工事費などの情報公開の状況

- 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否に加え、現状においても、資材調達等の競争上の問題が生じない範囲で、**「概算工事費（内訳含む。）及び算定根拠」や「所要工期」等について書面にて回答するとともに、系統連系希望者が求める場合は、必要な説明を行うことが業務規程及び送配電等業務指針において、定められている。**
- また、**「接続検討回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込みを通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行うことが定められている。」**

業務規程

（接続検討の回答）

第72条 本機関は、前条第3項又は第4項による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）

二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）

三 概算工事費（内訳を含む。）及び算定根拠

四 工事費負担金概算（内訳を含む。）及び算定根拠

五 所要工期

六 特定系統連系希望者に必要な対策

七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）

八 運用上の制約（制約の根拠を含む。）

送配電等業務指針

（接続検討の回答）

第85条 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。

一 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由）

二 系統連系工事の概要（系統連系希望者が希望する場合は設計図書又は工事概要図等）

三 概算工事費（内訳を含む。）及び算定根拠

四 工事費負担金概算（内訳を含む。）及び算定根拠

五 所要工期

六 系統連系希望者に必要な対策

七 接続検討の前提条件（検討に用いた系統関連データ）

八 運用上の制約（制約の根拠を含む。）

第三者としての電力広域機関の現状の取組

- **電力広域機関は、発電事業者が系統に接続しようとする際に、一般送配電事業者が提示した工事費負担金の額の妥当性を巡り、発電事業者からの申し立てを受けて、妥当性の確認を行う業務を実施。**
- 創設以降、2019年度まで一般送配電事業者が実施した検討結果の妥当性確認を行った事前相談数・接続検討数の合計は1,008件となっている。
- また同時に、**電力広域機関は、系統アクセスに係る公平性確保の観点から、発電事業者等が一般送配電事業者の接続検討回答の内容について疑義等がある場合、その苦情・相談への対応及び紛争の解決を行う窓口を設置。**
- 創設以降、2019年度まで苦情・相談への対応及び紛争の解決205件に対応。一部については、一般送配電事業者の工事費用額の妥当性を確認した結果、一般送配電事業者に工事費用の減額を求めている。

電力広域機関のアクセス検討など	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
接続検討の受付件数の推移	70	83	53	58	83
事前相談の受付件数の推移	100	333	111	76	41
苦情及び相談 (うち系統アクセスに係る費用負担に係るもの)	76(22)	55 (16)	31 (9)	21 (8)	20 (10)
あっせん・調停手続	0	2	0	0	0

第三者が評価できる仕組みなどの取組の強化

- 一般送配電事業者の作成する接続検討回答書において徹底した情報提供を実施した場合でも、送配電関係の専門的な内容もあり、全ての系統連系希望者が自ら回答書の内容について理解することは容易ではない。
- 現在も電力広域機関は1万kW以上の電源の接続検討に対して、疑義が生じた場合には、回答書の妥当性確認を実施しているが、系統利用ルールの変更など、事業者にとって複雑化していくことを想定すれば、専門的な見地から系統連系希望者に寄り添う形で妥当性を確認できるセカンドオピニオン機能の強化が重要になる。
- このため、電力広域機関が実施する妥当性確認の対象事業者の拡大や、疑義が生じた場合には一般送配電事業者との協議に立ち会うなど、より公正な形で系統連系希望者の満足度の高い対応に向けて、セカンドオピニオンの強化を実施してはどうか。また、他に取り組むべきことはあるか。

【討議事項】

1. 系統アクセス業務の改善
2. 工事費や工期の詳細、積算根拠などの情報公開の徹底と第三者が評価できる仕組みの構築
3. **地域を越えた工事事業者間の競争を促すなどの競争的な調達**の促進

競争的な調達を促進する取組の現状

- 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースでも指摘されたように、複数の旧一般電気事業者の競争発注比率は低い状況にある。
- このような状況の改善に向け、全国大での競争の前提である各社の設備仕様を統一化する取組として、調達額が大きく、新規の電源アクセスの際にも使用される3品目（架空送電線、66・77kVガス遮断器、6.6kV地中ケーブル）の仕様統一を進めている。
- また、アクセス線新設についての系統連系工事は、自営線方式とする場合は、発電事業者の責任の範疇で競争的な調達が可能であるが、必要に応じて自営線方式が採用できるような仕組みとしている。
- なお、一般送配電事業者で工事や調達を実施する場合、系統連系工事に限らず、入札事業者の健全性や信頼性を確認するため、国の法規・ガイドライン等ではなく各社が定めるルールとして、取引先登録制度を採用している。

一般送配電事業者の調達における競争発注比率

(1)②調達の状況(競争発注比率)

競争発注比率が低い事業者の特徴②

- 配電部門の競争発注比率が低い5社についてみると、配電部門のうち工事にかかる競争発注比率が特に低くなっていることがうかがえる。

工事・物品別にみた競争発注比率(平成28・29年度)

凡例: 上欄 平成29年度
下欄(括弧内) 平成28年度

		北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
送配電 全体	うち工事	30% (32%)	50% (14%)	75% (77%)	24% (22%)	89% (89%)	72% (73%)	38% (35%)	29% (24%)	24% (25%)	83% (83%)
	うち物品	61% (55%)	54% (57%)	73% (76%)	63% (62%)	65% (74%)	75% (69%)	76% (73%)	47% (51%)	62% (66%)	70% (79%)
送変電	うち工事	—	—	78% (75%)	—	—	—	—	—	43% (46%)	86% (86%)
	うち物品	—	—	45% (52%)	—	—	—	—	—	49% (54%)	67% (84%)
送電	うち工事	80% (73%)	26% (30%)	—	32% (34%)	88% (89%)	63% (71%)	50% (41%)	91% (88%)	—	—
	うち物品	39% (39%)	60% (60%)	—	50% (41%)	63% (74%)	68% (62%)	63% (60%)	48% (56%)	—	—
変電	うち工事	80% (77%)	18% (13%)	—	18% (27%)	67% (66%)	55% (53%)	52% (37%)	2% (1%)	—	—
	うち物品	64% (50%)	51% (49%)	—	54% (57%)	52% (55%)	65% (50%)	74% (64%)	50% (46%)	—	—
配電	うち工事	5% (5%)	76% (5%)	80% (84%)	8% (8%)	97% (97%)	80% (78%)	31% (31%)	14% (14%)	9% (10%)	74% (78%)
	うち物品	67% (64%)	62% (61%)	89% (90%)	78% (73%)	73% (83%)	83% (83%)	82% (82%)	44% (51%)	72% (73%)	75% (54%)
競争発注比率の目標値 (目標年度)		50% (H32)	50% (H30)	60% (H28)	50% (H32)	50% (H29)	30% (H27)	30% (H27)	70% (H33)	60% (H31)	—% (—)

※ 一者応札を含む比率。なお、事業者の管理状況によって送変電もしくは送電・変電のどちらかに区分して集計(出所)各社提供資料を基に事務局作成

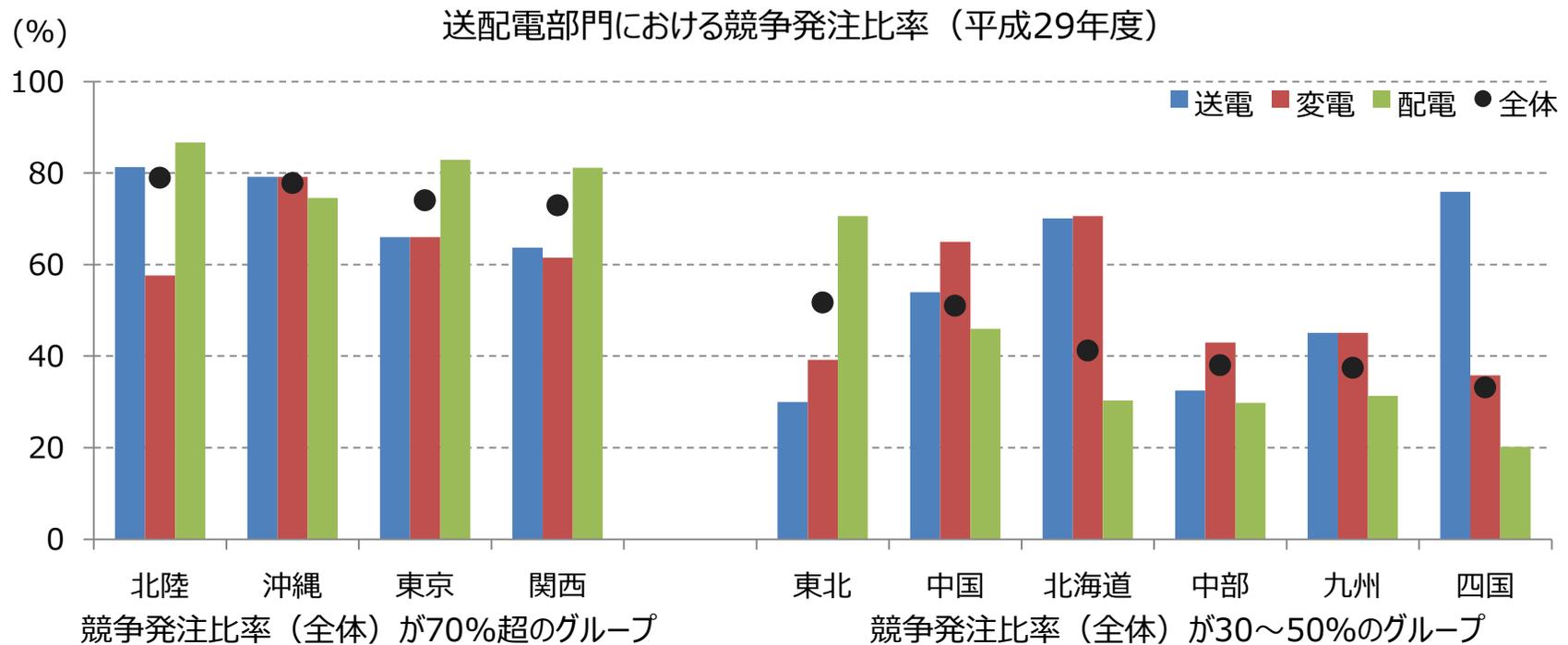
出典) 電力・ガス取引監視等委員会事務局「一般送配電事業者の収支状況等の事後評価～全10社の状況把握・フォローアップ～(第34回料金審査専門会合(2018.12.12)資料5抜粋)料金審査専門会合(第35回,2019年1月15日)参考資料2 p.21

https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_electricity/pdf/035_13_00.pdf

(参考) 競争発注比率が低い事業者の特徴

- 競争発注比率が相対的に低い事業者についてみると、東北を除き、配電部門の競争発注比率が低くなっている。
- 配電部門の競争発注比率が高い事業者にその理由を確認したところ、競争入札対象物品の範囲拡大や工量制工事単価の競争入札^(※)の導入が背景として挙げられた。

(※) 一定期間に生じる工事について、競争入札により、工事単価と施工物量を予め決めるもの。
施工会社が提示する単価・物量・技術力等を勘案して所要の施工力を確保できる。



※(当該年度における競争発注による契約金額)/(当該年度における競争発注 + 特命発注による契約実績額)により算出。一者応札を含む。(ただし、東京電力PGのH24~H27は一者応札含まず)
なお、送電と変電の区別がなく、送変電で管理している者については、送電と変電の両方に送配電の数字を入力してグラフを作成。
(出所)各社提供資料を基に事務局作成

(参考) 仕様統一化

- 調達額が大きく、新規の電源アクセスの際にも使用される3品目（架空送電線（ACSR/AC）、66・77kVガス遮断器、6.6kV地中ケーブル）について、一般送配電事業者各社間にて仕様統一の調整を行い、当該仕様品の調達を進めている。

対象品目	イメージ図	用途	今後の方針
架空送電線 (ACSR/AC)		<ul style="list-style-type: none">● 一般的な電線。再エネ導入に係る新設工事でも使用される。	仕様数2 → 全国大で統一
ガス遮断器 (66・77kV)		<ul style="list-style-type: none">● 落雷などが起きた際に、事故の影響が波及しないよう変電所などに設置される装置。	10社個別仕様 → 全国大で統一
地中ケーブル (6kVCVT)		<ul style="list-style-type: none">● 電線地中化などに使われる電線。再エネ導入に係る新設工事でも追加的に使用される。	10社個別仕様 → 全国大で統一

各一般送配電事業者における取引先登録制度等の現状

- 各一般送配電事業者の取引先登録制度においては、工事請負と調達が存在するが、工事請負については、約200社～約2,000社の取引会社が登録されている。
- 経営規模・与信審査・品質管理体制・技術力等について、一般送配電事業者の総合的な審査を受けて登録されているが、全国エリアで工事を元請けとして受注している企業が各地で登録されており、工事会社を地域限定としているわけではない。
- また、工事の品質および安全確保のため、現場監督者（現場代理人）については、各社や送電線建設技術研究会（送研）等が定める認定基準に基づき、一定の工事経験や国家資格を満たした場合等に認められる制度を採用している一般送配電事業者も存在するが、当該基準を満たせばよく、特定の地域に限定しているものではない。

(参考) 取引先登録制度

- 工事取引にあたって、経営や技術の優れた会社をあらかじめ登録し、この登録会社の中から見積依頼先を選定する制度。
- 実際の取引に先立って、会社の経営状態、取引希望工事種別の技術力・施工実績、品質管理体制などについて審査を受け、審査に合格した場合に、登録取引先として登録。

【登録申請に必要な書類】

- 当社指定の登録会社台帳（新規申請用）
- 直前3ヶ年の決算報告書（写）（注）
- 会社または営業案内（パンフレットなど）（注）
- 会社謄本（商業登記簿謄本）（写）（注）
- 反社会的勢力排除に関する誓約書（注）
- 一般工事工種を希望される会社は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）
- 審査中の場合は、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（写）と経営状況分析結果通知書（写）
- 測量・地質調査・建築設計を希望される会社は、経営規模等総括表（写）（注）
- 建設業許可証明書（写）または登録証明書（写）
- 輸送を希望される会社は、貨物自動車運送事業法および貨物利用運送事業法等の許可書（写）
- 有資格技術職員数の内訳（資格ごとの取得人員が記載されている書類）（注）
- 工事経歴書または実績調書（直前2ヶ年）
- 輸送を希望される会社は、契約実績表（契約件名、契約金額、契約先、輸送内容を記載）（直前2ヶ年）（注）
- その他（必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。）

（注）印の書類については既登録会社で工種追加する場合は提出不要です。

競争的な調達の変更促進に向けた取組

- レベニューキャップ制度の検討の中で、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画において、仕様統一化や競争発注等を通じた効率化取組施策についての目標を明確にした効率化計画の策定を求めることを、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において検討している。
- また、同制度においては、国が一定期間ごとに、事業者による合理化・効率化の成果も踏まえて、複数の事業者比較・評価を行いつつ、審査・査定を行うこととしており、この審査の中で競争的な調達等を通じた費用の抑制を確認する方向で検討している。
- このような取組を、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視等委員会において引き続き検討していく予定だが、**競争的な調達の変更促進に向けて、他に取り組むべきことはあるか。**

(参考) 効率化に向けたレベニューキャップ制度における検討状況

(参考) 一般送配電事業者が策定すべき事業計画の内容

2020年7月30日
第1回料金制度専門会合資料3

- 一般送配電事業者は、国が示した指針に沿って、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の策定や収入上限の算定を行うこととなる。
- その事業計画では着実な投資の実施に向けて、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を明確にするとともに、以下の内容を盛り込むことにすべきではないか。また、効率化の取り組みについても同様に、目標を明確にすべきではないか。

● 一般送配電事業者が策定すべき事業計画の内容

成果目標、行動目標	一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標（安定供給、広域化、再エネ導入拡大、系統利用者へのサービス品質等の目標）
前提計画	発電、需要見込みや再エネ連系量予測 等
設備拡充計画	新設工事や増強工事の方針、投資数量と金額
設備保全計画	アセットマネジメント等の手法に基づく更新投資、修繕の方針、投資数量と金額
効率化計画	仕様統一化や競争発注等を通じた効率化取組施策

(参考) 効率化に向けたレベニューキャップ制度における検討状況

2020年11月30日
第4回料金制度専門会合資料6

(参考) 収入上限算定の全体像

- 一般送配電事業者は、一定期間に達成すべき目標を明確にした事業計画の実施に必要な費用を見積もって収入上限を算定し、国に提出。国は、その見積費用が適正か否かの査定を行う。
- 見積費用の査定にあたっては、その費用特性を踏まえ、①CAPEX（新規投資・更新投資）②OPEX（人件費・委託費等）等に区分し、統計査定なども用いて事業者間比較による効率的な単価・費用の算定を行うこととしてはどうか。なお、査定方法の詳細については、今後、料金制度ワーキンググループにて議論をしてみたい。

送配電設備の確実な
増強と更新

コスト効率化

一定期間に達成すべき目標を明確にした
事業計画の策定【一送】

事業計画の実施に必要な費用見積り【一送】

見積費用の査定【国】

CAPEX（新規投資・更新投資）

送配電設備の確実な増強と更新

コスト効率化

- ✓ 設備投資については必要な投資を効率的な単価で行うことが重要。
- ✓ 投資量については、送配電設備の確実な増強と更新の観点から、**必要な投資量が確保されていることを確認**する。
- ✓ 単価については、コスト効率化の観点から、**過去実績等に基づく単価の確認（個別査定）や事業者間比較による効率的な単価の算定（統計査定）**を行う。

OPEX（人件費・委託費等）

コスト効率化

- ✓ コスト効率化の観点から、費用全体に対し、主に**事業者間比較による効率的な費用の算定（統計査定）**を行う。

その他費用（既存減価償却費、制御不能費用等）

※見積費用の査定結果を踏まえ、必要に応じて申請された事業計画の変更を求めることもある。